

**今後目指すべき地方財政の姿と
令和 8 年度の地方財政への対応等についての意見**

令和 7 年 12 月 8 日

地 方 財 政 審 議 会

今後目指すべき地方財政の姿と 令和8年度の地方財政への対応等についての意見

はじめに.....	1
第一 目指すべき地域の姿	3
第二 目指すべき地方財政のあり方	4
1. 持続可能な地方税財政基盤の構築.....	4
2. 地方財政の健全化	5
第三 令和8年度の地方財政への対応	7
1. 地方一般財源総額の確保等	7
(1) 一般財源総額の確保	7
①地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保	7
②地方の歳出構造	8
③給与関係経費	10
(2) 地方財政計画及び地方交付税の役割等	11
2. 持続可能な地域社会の実現	13
(1) 物価高への対応	13
(2) デジタル化の推進	14
①地域におけるDXの推進	14
②地方公共団体情報システムの標準化への対応	16
③地方自治体におけるサイバーセキュリティ対策の強化	17
(3) 地域におけるGXの推進	18
(4) 公営企業の経営改革	19
①経営戦略に基づく経営改革の推進	19
②公営企業会計を活用した経営状況等の「見える化」の推進	19
③公立病院経営強化の推進	19
④水道・下水道事業における広域化等の推進	21
(5) 財政マネジメントの強化	21
①地方財政の「見える化」	21
②地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援	22
3. 安全・安心の確保のための防災・減災及び国土強靭化の推進等と消防防災力の強化	24

（1）防災・減災、国土強靭化の推進	24
（2）インフラ等の適正管理	25
（3）上下水道の老朽化対策の推進.....	25
（4）消防防災力の強化	26
4. 地域未来戦略の推進.....	27
（1）地域活性化・地域で活躍する人材の充実等	27
（2）資源制約に対応していくための広域連携の推進及び持続可能な地域コミュニティの形成	28
5. 「教育無償化」への対応及び公立高校等の振興	30
（1）「教育無償化」への対応	30
（2）公立高校等の振興	31
6. 全世代型社会保障構築を目指す改革	32
（1）こども・子育て政策の強化	32
（2）医療制度の改革等	33
7. 東日本大震災からの復興	35
おわりに	36

資料

今後目指すべき地方財政の姿と 令和8年度の地方財政への対応等についての意見

令和7年12月8日
地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の姿と令和8年度の地方財政への対応等について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

我が国は、バブル崩壊後の長期にわたり継続したデフレと低成長から脱却し、経済の好循環への道筋を描きつつある。一方で、賃金の伸びは物価上昇に追いついておらず、食料品を中心とした物価高騰が家計を圧迫している。また、米国関税措置により世界経済の先行きに不透明感が生じている。今後、景気回復を確実なものとし、その果実を全国に行き渡らせる上で、現在、重要な局面を迎えている。

こうした中、地方自治体は、物価高、人件費の増、金利の上昇といった大きな変化に対応するとともに、人口減少や東京一極集中に起因する地方の過疎化や地域産業の衰退などの困難な課題に取り組み、地域経済の活性化を実現していかなければならない。

特に、地方自治体から民間への請負契約等の官公需は、地域経済において重要な役割を果たしているため、適切な価格転嫁を通じて、地域における賃上げを促進し、経済の好循環に繋げる必要がある。

また、人口減少・少子高齢化が進行する中、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化し、それらへの対応は急務となっている。加えて、インフラ老朽化への対応、サイバーセキュリティ、クマ対策、外国人の受け入れ環境の整備など、社会経済情勢の変化に伴い地方自治体に期待される役割は多様化・複雑化している。地方自治体は、持続可能な地域社会の実現に向け、DXの推進や公共施設の適正配置、広域連携など

により、行政を効率的かつ効果的に運営する必要がある。

さらに、安全安心をハード・ソフトの両面で確保し、住民の暮らしを守るためにには、激甚化・頻発化する自然災害に備えた防災・減災対策を講じるとともに、女性・若者・シニアなどが活躍できる環境整備をはじめ、潜在力を活かした地域づくりを進める必要がある。

地方自治体が、このような様々な課題を克服し、活力ある地域社会を実現できるようにするためにも、国は、必要な歳出総額及び一般財源総額の確保を通じて確固とした地方行財政基盤を構築しなければならない。

これらを踏まえ、当審議会では、今後目指すべき地方財政の姿と令和8年度の地方財政への対応等についての意見を提出することとした。

なお、今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方と令和8年度地方税制改正等への対応については、令和7年11月21日の当審議会意見「令和8年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」のとおりである。

第一　目指すべき地域の姿

それぞれの地域が持つ潜在力を活かし、どのような地域であっても、どの時代に生まれても、安全に暮らし、必要な医療や福祉サービスを受けることができ、質の高い教育を受け、働く場所がある。そのような活力ある地域社会こそが、目指すべき地域の姿である。

我が国において住民に身近な行政サービスを提供する担い手は、地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など、住民への行政サービスに関連する経費の多くは、地方自治体を通じて支出されている（資料1）。地方自治体は、こうした役割を引き続き適切に担っていくことが期待されている。

一方で、少子高齢化や人口減少の深刻化により、官民双方において担い手が急速に不足しつつある。小規模市町村を中心に顕著となっているＩＴ技術者をはじめとした専門人材などの不足に如何に対応していくかが、極めて重要な課題となっている。

このため、地方自治体においては、広域連携をはじめ多様な主体との連携・協働を通じて、効率的かつ効果的に行政サービスを提供するとともに、デジタル化などのツールを活用しつつ、官民間わず生産性を向上させる取組を強化していくことが必要である。

地方自治体が、社会経済情勢の大きな変化に柔軟かつ的確に対応し、人々の生活に必要なサービスを安定的、持続的に提供していくことが、住民の生活を守り、住民が幸せに暮らすことができる活力ある多様な地域社会の実現につながる。

第二　目指すべき地方財政のあり方

1. 持続可能な地方税財政基盤の構築

地方自治体が、住民生活に身近なサービスを安定的に提供した上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら持続可能な地域社会を実現していくためには、確固たる税財政基盤の構築が不可欠である。地方自治体が自らの判断で自由に使うことのできる地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要がある。一般財源をどの程度確保できるかが、地方自治体の円滑な財政運営の可否に直結する。

令和7年度与党税制改正大綱や「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む」とされた。

これを受け、総務大臣からの要請に基づき、令和7年7月から同年11月までの間、当審議会に設置された「地方税制のあり方に関する検討会」において、関係者の意見を聴取しつつ専門的な立場から、地方自治体間の税収偏在等の原因・課題の分析を行い、報告書をとりまとめた。

報告書では、

- ・「ヒト・モノ・カネ・情報の集中」、「業務の高度化・効率化」、「都市開発の増加」によって経済活動が東京都に集中・拡大しており、これらは構造的な問題であり、一過性のものではない
- ・税収の偏在及び地域間の財政力格差を背景として、地方団体が行う政策の選択の結果とはいえない行政サービスの地域間格差が拡大している
- ・地方団体間の財政力格差の是正を図るべく、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するための具体的な方策を講じるべきである

との結論に至っている。令和8年度税制改正においては、この報告書の内容に沿って、都市と地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築に向けて、偏在是正措置に関する具体的な検討を進めが必要である。

その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き十分に発揮されることが求められる（**資料2**）。このため、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。

2. 地方財政の健全化

地方財政の現状を概観すると、近年、堅調な税収動向等を背景に、財源不足額は減少傾向にあり、令和4年度以降、折半対象財源不足額¹が生じない状態が継続している。令和7年度には、地方交付税法第6条の3第2項²に該当しないこととなったほか、赤字地方債である臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来初めて新規発行額がゼロとなつた。

しかしながら、社会保障関係費や人件費の増加、物価の上昇により、地方の歳出に対する増加圧力が高まっており、今後の地方財政の健全化に向けて予断を許さない状況にある。加えて、人口減少による料金収入の減少等により、上下水道や病院をはじめ、各地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増していることにも留意が必要である。

また、地方の債務残高は、減少傾向にあるとはいえ、令和7年度末時

¹ 財源不足のうち、建設地方債の増発等を除いてなお残る不足額。国と地方が折半して補填することとされており、国負担分については一般会計からの加算により、地方負担分については臨時財政対策債の発行により、それぞれ補填措置が講じられる。

² 地方交付税法第6条の3第2項は、「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率の変更を行うものとする。」と規定している。同項の規定は、地方財政対策を講じる前に、通常の例によって算出される財源不足額が、その対策分を含まない普通交付税の総額の概ね1割程度になる状況が2年連続し、3年以降も続く見込みになった場合は、地方行政制度の改正又は交付税率の見直し等を行うという趣旨の規定として、これまで運用されている。

点の見込みで約 172 兆円となお巨額である。このうち、地方の特例的な債務である臨時財政対策債の残高は約 42 兆円、交付税特別会計借入金の残高は約 26 兆円で、あわせて約 68 兆円に上っており（資料 3）、これらの残高の縮減が地方財政の大きな課題である。

地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高による圧力を受けない状態であり、引き続き、臨時財政対策債の新規発行額をゼロとするとともに、昨今の金利上昇の影響にも留意しつつ、特例的な債務残高の着実な縮減に取り組むべきである。

地方自治体は、人口減少・少子高齢化が進む将来を見据え、持続可能な地域社会を築いていくため、地方財政の健全化に不断に取り組み、地域社会を支える基盤を確かなものとしていかねばならない。このため、地方自治体は、引き続き、国の取組と基調を合わせて、歳入面においては、地域経済の活性化により地方税等の自主財源の増加に努めるとともに、歳出面においては、行政サービスを重点化・効率化することが不可欠である。

第三 令和8年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

(1) 一般財源総額の確保

①地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保

地方自治体が行政サービスを安定的に提供していくためには、国の制度に基づく社会保障関係費をはじめ、少子高齢化・人口減少への対応など増大する行政需要に対して、必要な歳出を適切に地方財政計画に計上することが不可欠である。

特に、地方自治体は、デジタル技術を活用した地域の課題解決の取組や、極めて厳しい経営環境にある地域医療の提供体制の確保、老朽インフラの適切な管理の推進など、様々な行政課題への対応が求められており、これらに必要な財源を確保すべきである。

また、ガソリン・軽油の暫定税率の廃止については、令和7年11月28日に成立した「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第81号）附則第5条において、「国は、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率（中略）の廃止を踏まえ、軽油引取税の当分の間税率（中略）について、財源の確保、流通への影響、地方財政への配慮等に加え、運輸事業振興助成交付金（中略）の取扱い等の軽油引取税に特有の実務上の課題に適切に対応した上で、軽油の卸売価格の抑制をして国が交付する補助金に代えて、令和8年4月1日に廃止するものとし、このために必要な措置を講ずるものとする」とされた。また、同法附則第6条第3号において、「地方の安定財源の確保については、前2号の税制措置による地方の增收額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得ること。その際、安定財源の確保の完成までの間において、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措

置において適切に対応すること」とされた³。これらを踏まえ、国は、必要な措置を講じなければならない。

こうしたことを前提として、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する必要がある。その際、現在のインフレ局面において、経済・物価動向等を反映することにより増加する経費を地方財政計画の歳出に計上し、それに見合った一般財源総額の水準をもって「実質的に同水準」とみなすべきである。

②地方の歳出構造

地方財政計画における近年の歳出の推移を見ると、国の制度に基づく社会保障関係費の増を、給与関係経費や投資的経費（単独）、公債費の減で吸収してきており、歳出総額は、ほぼ横ばいで推移してきた（資料4）。

社会保障関係費については、高齢化の更なる進展等に加え、物価の上昇や人件費の増加等を踏まえた診療報酬の改定により、一層増加することが見込まれており、今後も国の法令や制度に基づいて義務的に生じる社会保障関係費に係る地方負担はますます大きくなることが想定される。

一方、給与関係経費や公債費等については、これまでの傾向に大きな

³ 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

附則第6条

国は、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止並びに前条の措置による軽油引取税の当分の間税率の廃止のための安定財源の確保については、次に掲げる方針に基づき検討を行い、結論を得るものとする。

- 一 徹底した歳出の見直し等の努力による財源の確保を前提としつつ、国際競争力の確保、実質賃金の動向等を見極めながら、法人税関係特別措置（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成23年法律第8号）第2条第1項第2号に規定する法人税関係特別措置をいう。）の見直し、極めて高い所得に対する負担の見直し等の税制措置を検討し、令和7年末までに結論を得ること。
- 二 道路及びこれに関連する社会資本の保全の重要性、物価の動向等並びに温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、この法律の公布後おおむね一年を目途に結論を得ること。
- 三 略

変化が生じている。

地方自治体の職員数については、平成 17 年度からの集中改革プラン等により、既に相当の削減が行われてきたが、DX・GX の推進、相次ぐ自然災害への対応や防災力の強化、感染症対応など地域における健康危機管理体制の拡充、児童虐待防止対策といった行政需要に対応していくための人材の確保が求められている。また、物価高を上回る持続的で構造的な賃上げの実現のための取組が進められ、今後も、民間給与の継続的な上昇が見込まれる中で、地方自治体においても、人事委員会勧告等を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に給与水準を引き上げる必要がある。国においては、それらが可能となるよう、地方財政計画に所要の経費を適切に計上すべきである。

また、施設管理や様々なサービスに係る民間への委託料についても、地方自治体が物価高騰の影響や民間の賃上げの動きを適切に反映させることは、地方公務員の給与改定とあわせて、地域経済の好循環を実現するために重要である。

さらに、足下の金利上昇に伴い、これまで減少傾向にあった公債費の状況にも変化が生じている。金利がさらに上昇すれば、利払費が年を追うごとに増加し、地方財政への影響は長期に及ぶことに留意が必要である。加えて、中長期的には、インフラや公共施設等の老朽化対策や防災・減災、国土強靭化等に係る投資的経費の増加により、建設地方債の元利償還金が増加する可能性もあり、その影響を踏まえ公債費を適切に地方財政計画へ計上すべきである。

また、交付税特別会計借入金については、短期借入であり、金利上昇の影響を受けやすいことから、必要な地方交付税総額を確保しつつ、借入金の着実な償還に取り組む必要がある。

このように地方歳出の構造は、社会保障関係費の増加を、給与関係経費や投資的経費（単独）、公債費の削減・減少で吸収するという平成 10 年代以降続いてきた構造から大きく変化している。今後、喫緊の課題への取組も求められる中で、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、所要の一般財源総額を確保することが求められる。

③給与関係経費

地方自治体は、住民に身近な存在として、地域の実情に基づき社会保障などの対人サービスを担っており、これらのサービスを適切に提供するためには、一定の人的資源の確保が欠かせない。特に、個々の市町村での人材確保が難しいデジタル人材や技術職員、保健師、保育士等の専門人材について、都道府県等が確保・育成し、人材不足に直面する市町村を支援する体制を引き続き整備する必要がある。なお、公務職場の魅力向上の観点から、地方公務員の働き方を柔軟化し、兼業を促進することも重要である。

給与については、物価高を上回る持続的で構造的な賃上げの実現のための取組が進められており、令和7年の春季労使交渉では、令和6年を上回る賃上げを達成するなど、今後も民間給与の継続的な上昇が見込まれる。地方自治体においては、人事委員会勧告等を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処するとともに、国においては、給与改定や教職調整額の引上げに要する経費について、地方財政計画に適切に計上する必要がある。

令和7年度地方財政計画では、給与改善費0.2兆円が平成13年度以来24年ぶりに計上された。令和7年人事院勧告に準じた給与改定が行われた場合の一般財源所要額は約0.8兆円（会計年度任用職員を含む）と多額に上る。民間の賃上げの流れが継続している中で、地方自治体の財政運営の予見可能性を確保する観点からも給与改善費の確保は極めて重要であり、今後も、増額計上すべきである。

会計年度任用職員は、一般職の公務員として令和2年度に地方公務員法上の任用根拠が明確化され、給与については、期末・勤勉手当が支給されることになったほか、人事委員会勧告等に伴う給与の4月分からの遡及改定も概ね8割の団体で実施されるなど、適正な待遇確保の取組が進んできている。会計年度任用職員の給与改定に係る経費等についても、常勤職員と同様、安定的に地方財政計画に計上することにより、適切に財源を確保する必要がある。

また、地方公務員の定年引上げに伴い、2年に一度、定年退職者が生

じないこととなる中で、一定数の職員の継続的な新規採用に伴う、職員数の一時的な増加等に必要な財源を安定的に確保すべきである。

（2）地方財政計画及び地方交付税の役割等

地方財政計画の基本的役割や同計画における計画と決算の比較、一般行政経費（単独）等の枠計上経費についての考え方と地方交付税の役割等については、これまで累次の当審議会意見で述べてきたとおりであり、今後も、これまで示してきた意見に沿って、適切に対応される必要がある。

なお、地方財政計画の計上にあたって、人口減を踏まえて財政需要を縮小すべきとの議論がある。地方自治体における財政需要には、社会経済情勢の変化や地方自治体の取組により減額となる要素もあれば、インフラの維持管理費など人口との相関が低い経費のほか、充実が図られているこども・子育て政策に係る経費など当然ながら増額となる要素もある。減額となる要素だけを取り出して、全体を減額すべきとの議論は、不適当である。

また、地方自治体の手数料・使用料収入について、地方財政計画における計上額を適正化し、決算額との乖離の是正を図るべきとの議論があるが、使用料や手数料の水準は、各地方自治体が、その保有する公共施設等の状況や、それぞれの地域の実情を踏まえ、条例に基づき自らの判断で設定するものである。こうしたことから、地方財政計画においては、従来から、標準的な水準における収入額を適切に見込んで計上しているものであり、その計画額と決算額は、ある程度の幅を持って考えられるべき関係にあることに留意すべきである。

加えて、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる手数料については、政令で設定されている標準額を適切に見直すべきとの議論がある。この標準額については「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）において、「経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則として3年ごとにその金額について見直す」とこととされており、直近では令和5年度に見直されているため、引き続き閣議決定の趣旨に従って、

定期的に見直すべきである。

2. 持続可能な地域社会の実現

(1) 物価高への対応

物価高が継続する中、地方自治体には、その影響を受ける住民生活と中小企業をはじめとする企業活動を守るとともに、物価上昇を上回る賃金の上昇を実現して地域経済を活性化させることが期待される。

このため、地方自治体は、「『強い経済』を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において拡充するとされた「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰対策や生活困窮者等への支援など、地域の実情に応じたきめ細やかな対策を積極的かつ速やかに実施することが必要である。

また、地域における賃上げの促進、地域経済の活性化につなげるため、地方自治体は、適切な予定価格の設定や最低制限価格制度等の導入などの取組により、官公需における価格転嫁を確実に行う必要がある。

国においては、令和6年度以降、地方自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加への対応として、地方財政計画の一般行政経費が増額されてきたほか、資材価格等の高騰に伴う病院施設等の建設事業費の増加を踏まえ、建築単価の上限を引き上げてきた。労務単価や資材価格が高騰し、普通建設事業費（単独事業分）や維持補修費の決算額が増加している実態などを踏まえながら、地方自治体が円滑に価格転嫁を行えるよう、引き続き所要額を適切に地方財政計画に計上するとともに、地方交付税の算定においても、地方自治体の価格転嫁の取組を踏まえるべきである。

さらに、予算等における長年据え置かれたままの公的制度に係る基準額や閾値の総点検と見直しが進められており、地方単独事業についても点検を行うこととされている。今後、点検の結果を、地方交付税の算定に適切に反映する必要がある。

(2) デジタル化の推進

①地域におけるDXの推進

急激な人口減少社会に突入し、担い手不足が急速に深刻化する恐れがある中、供給力不足に早急に対応し、官民双方の生産性を向上させるためには、自治体DX・地域社会DXに集中的に取り組むことが必要である。

まず、自治体DXについては、行政運営を効率化しつつ、住民の利便性を向上させるため、行政全体のデジタル化を早急に進める必要がある。

地方自治体においては、マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化、「書かないワンストップ窓口」を始めとするフロントヤード改革、基幹業務システムの標準化や地方税以外の公金納付へのeL-QRの活用を始めとするバックヤード改革、AIの適正な利活用など自治体DXに一体的に取り組むことが期待される。こうした取組は、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化につながり、これにより生じた人的リソースを企画立案業務や丁寧な相談対応などにシフトさせ、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供することを可能にする。また、情報システムの運用経費の軽減などを通じて、地方財政の健全化にも資するものである。

このため、国は、政府におけるデジタル化の取組の進捗等を踏まえた「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」等の改定に加え、マイナンバーカードの取得支援と利活用促進、自治体フロントヤード改革のモデル事業や手順書による取組の横展開等を通じて、引き続き、自治体DXの取組を強力に推進すべきである。

また、地域社会DXについては、持続可能な地域社会の形成に向けて、各地域が抱える特有の課題を、デジタルの力で解決・改善するために、医療、保育、観光といった住民に密着した様々な政策分野において自治体間や多様な主体との連携を促進することが必要である。

令和8年度においても、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組めるよう、「地域デジタル社会推進費」を引き続き計上し、

すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に進めるべきである。

併せて、国は、地域社会のデジタル化に係る優良な取組事例の横展開等を通じて、地方自治体による地域活性化、交通・福祉をはじめとした地域課題の解決、誰もがデジタル化のメリットを享受できるデジタルデバイド対策などの取組を引き続き積極的に後押ししていくことが重要である。

以上のように、自治体DXや地域社会DXの取組は、地域の担い手不足が深刻化している中で、官民の生産性を高めていくために不可欠であり、かつ、緊急に進めていく必要がある。国は、令和7年度に創設されたデジタル活用推進事業債について、地方自治体が積極的に活用し、集中的にデジタル化を進めていくことができるよう、引き続き所要額を確保すべきである。

なお、コロナ禍の令和2年度以降、毎年度実施されている国の給付事務については、地方自治体から執行に要する多大な労力と事務費を軽減することを求める声が上がっている。国は、事務費については適切に手当とした上で、今後給付事務を行うにあたっては、地方自治体の事務負担の軽減に配慮する必要がある。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月15日閣議決定）に位置づけられた給付支援サービスについては、共同利用型のウェブサービスである給付支援サービス⁴を構築し、継続的改善を行うことで給付事務を効率的かつ効果的に実施できる環境整備を図ることが求められる。

さらに、自治体DX及び地域社会DXを合わせた地域DXの取組を着実に推進するためには、地域に持続的なDXの推進体制を構築することが重要である。

極めて多くの業務に関連する地域DXの取組では、特に個々の市町村でその進捗に大きな差がある。専門的な知識を有するデジタル人材が不足する中、とりわけ小規模市町村で人材不足が深刻な状況にある。その

⁴ コロナ禍の特別定額給付金の事務処理において、一連のプロセスがデジタル化されていないことなどにより迅速な給付ができなかつことを踏まえ、環境整備が必要であるとされた。その際、各自治体で個別にシステムを開発することは合理的ではないことから、デジタル庁において共同利用型のウェブサービスである給付支援サービスの構築を進めている。

ため、全国で都道府県と市町村が連携したDX推進体制が構築されてきた。この推進体制を活用し、個々の地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成や、市町村DX支援のための人材プール機能の確保・充実を進めるほか、引き続きデジタル分野に関するリスクリングを推進することが必要である。

このため、国は、都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保、市町村におけるCIO補佐官等としての外部人材の任用等、地方自治体におけるDX推進リーダー育成に関する取組について、引き続き地方財政措置を講じるべきである。

特に、都道府県が、市町村のニーズも踏まえ、継続的かつ直接的に市町村支援を行うことのできるデジタル人材（自治体DXアクセラレータ）を常勤職員として確保する経費については、適切に地方財政措置を講じることが求められる。

加えて、国がデジタル人材を確保・派遣するアドバイザー制度や、地方自治体への伴走支援により、地方自治体におけるデジタル人材の確保を促進するとともに、地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成の先進・優良事例の横展開、都道府県と市町村の連携による推進体制構築支援等により、地方自治体における取組を一層支援していくべきである。

②地方公共団体情報システムの標準化への対応

情報システムの標準化の取組については、財源面を含め国が主導的な支援を行うこととされている。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和7年法律第35号）の成立により、移行経費の支援を行うデジタル基盤改革支援基金の設置年限が5年延長され、令和7年度補正予算案（第1号）において、標準準拠システムへの移行に要する経費について追加措置することとされている。令和7年度末までの移行の難易度が極めて高い、あるいは、事業者のリソースひっ迫などの事情により令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム等（特定移行支援システム）を有する団体数は、

令和7年7月末時点で1,788団体のうち643団体(36.0%)に達している。その移行経費について、引き続き、国の責任において全額国費により毎年必要な措置を講じることが重要である。

ガバメントクラウド利用料を含めたシステム運用経費については、地方自治体から、移行前と比較して数倍となるなど、標準準拠システム移行後に大きく増加するという懸念の声が上がっている。それらを踏まえ、令和7年度補正予算案(第1号)において、一時的に増加している経費を計画的に抑制・適正化し、運用の最適化を図るための国庫補助事業を創設することとされている。国は、運用経費の低減が早期かつ確実に実現するよう、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」(令和7年6月13日デジタル庁決定)に基づく取組を進めるとともに、標準準拠システムの安定的な運用のために必要な経費については、所要の財源を確保し、適切に財政措置を講じるべきである。

③地方自治体におけるサイバーセキュリティ対策の強化

サイバー攻撃が高度化・巧妙化する中にあっては、個人情報等の多数の機微な情報を保有し、国民生活や地方の経済活動と密接に関係する基礎的な行政サービスを提供している地方自治体において、適切なサイバーセキュリティ対策を実行しなければならない。地方自治法が令和6年に改正され、各地方自治体において、令和8年度より、サイバーセキュリティを確保するための方針を策定し、必要な措置を講じることが義務付けられた。また、令和7年に改正されたサイバーセキュリティ基本法に基づき、地方自治体を含む重要インフラ事業者等が講じるべき対策のベースラインとなる基準が令和8年内に策定される見通しである。これらを踏まえた地方自治体におけるサイバーセキュリティ対策の強化が求められている。

具体的には、国は、すべての都道府県が域内市町村をカバーする形で構築している自治体情報セキュリティクラウドの円滑な更新に向けた財政的な支援や地方自治体の情報システムに内在する脆弱性等を診断

するシステムの構築、地方自治体の脆弱性対処能力の向上など、更なる安全性の確保に向けた取組を行うべきである。

また、地方自治体が実施するペネトレーションテスト⁵やリスクアセスメント⁶、エンドポイント対策⁷、地方自治体におけるセキュリティ人材の確保・育成のために必要となる研修・訓練等の機会の提供、情報セキュリティポリシーの改定、業務端末やシステムへの不正アクセスを常時監視するシステムの導入といったサイバーセキュリティ対策の強化に向けた取組に対し、適切に地方財政措置を講じるべきである。

（3）地域におけるGXの推進

地方自治体による地域におけるGXの取組を支援するために創設された脱炭素化推進事業債については、令和7年度までが事業期間とされている。公共施設等のZEB（Net Zero Energy Building。エネルギー消費量が正味ゼロの建物）化・省エネ改修やLED照明の導入など活用実績は年々増加している。国の動きとしては、「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）において、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け2030年度までの5年間が新たに実行集中期間として位置づけられ、地域脱炭素を加速化していくとされている。このため、地方自治体が地域脱炭素の取組を一層推進できるよう、同事業債について対象事業の拡充も検討した上で、事業期間を延長すべきである。

⁵ 情報システムに対して疑似的な攻撃を実施することによって、当該システムへの侵入可否を検証するテスト。

⁶ 情報セキュリティ監査等の結果を踏まえて行う、情報システムにとって脅威となる事象が発生する可能性の高さや負の影響についての分類、リスク基準の決定及び当該リスクの回避等の方法についての検討。

⁷ 各職員のPCやモバイル端末等（エンドポイント）に対する、アンチウイルス機能やマルウェア等の検知機能、マルウェアに感染した端末の隔離などの各脅威への対処。

(4) 公営企業の経営改革

①経営戦略に基づく経営改革の推進

人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大、担い手不足等により公営企業の経営環境が一層厳しさを増している（資料5）。それらを踏まえ、中長期的な経営見通しを立てた上で、事業の在り方を絶えず見直し、経営改革を行うことが求められる。

このため、各公営企業は、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定・公表した上でそれに基づく計画的な企業運営を行うとともに、経営戦略を評価・検証し、定期的に改定しながら、不断の経営改革に取り組むべきである。

また、経営改善を図り、持続可能な形で住民サービスを提供していくためには、引き続き、広域化等を推進することが重要である。しかしながら、これらの取組にあたって公営企業の廃止を伴う場合、一般会計等において、不要となる施設等の撤去費や地方債の繰上償還など、一時的に多額の経費支出が必要となることがあり、取組の支障となりうる。このため、その負担の平準化を図り、広域化等の取組を円滑に進めることができるように、適切に地方財政措置を講じる必要がある。

②公営企業会計を活用した経営状況等の「見える化」の推進

各公営企業がこれらの取組をより的確に進められるよう、国は、地方自治体が公営企業会計を活用し、経営状況等を「見える化」して、将来にわたる持続可能なストックマネジメントや適切な原価計算に基づく料金水準の設定等を行えるよう支援すべきである。

③公立病院経営強化の推進

物価高や賃金の上昇が続く中、公立病院のみならず、民間病院や公的病院等についても厳しい経営環境にある。国において、診療報酬の引上

げを含め適切に対策の検討を行い、引き続き地域医療提供体制を確保していく必要がある。

中でも、公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のために重要な役割を果たしているが、医師・看護師等の不足や人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化など厳しい経営環境に直面している。

公立病院全体の令和6年度の経常収支は、職員給与費・材料費等の医業費用の増加により過去最大の3,952億円の赤字を記録し、赤字の公立病院の割合は令和6年度には過去最大となる約8割にまで拡大しており、病院経営は危機的状況である。

さらに、令和7年度においても、職員給与費・材料費等は引き続き増加傾向にあると見込まれており、公立病院の経営環境は一層厳しくなっている。

こうしたことから、令和9年度までの間、経営改善を促進するため、新たに病院事業債（経営改善推進事業）が設けられたところであり、各公立病院は、こうした措置の活用を検討するなど、当該病院の果たすべき役割・機能を踏まえ、引き続き経営改善に取り組んでいくことが求められる。

また、国は、公立病院が救急・小児・周産期医療など不採算医療等の医療提供体制を確保できるように更なる支援を行うとともに、資材費等の高騰に伴い病院施設の建設費用が増嵩していることから、こうした実状を踏まえた適切な対応を行うべきである。

加えて、令和5年度までにほぼ全ての公立病院において公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）の策定が完了したが、地方自治体は、前述の経営環境の変化を踏まえ、経営強化プランの実施状況について概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表することが重要である。また、経営強化プランを必要に応じて見直し、機能分化・連携強化、医師・看護師等の確保等に総合的に取り組み、公立病院の経営強化を推進することが求められる。そして、国は、経営強化プランに基づく取組等が着実に進み、持続可能な地域医療提供体制を確保できるよう、所要の財政措置を講じるべきである。

④水道・下水道事業における広域化等の推進

住民生活に必要不可欠なライフラインである水道・下水道事業については、急速な人口減少による需要の低下や、法定耐用年数を超えた水道管路の延長の割合が25.3%となるなど、施設・管路の老朽化等に伴い、経営環境が厳しさを増している。経営基盤の強化や経営効率化等により、持続的な経営を確保する必要がある。

このため、地方自治体は、中長期的な視点に立った適切なストックマネジメントに基づく計画的な更新投資を進めるほか、広域化等やPPP／PFIを含む更なる民間活用等に取り組むことが重要である。

特に、水道・下水道事業の広域化等については、都道府県のリーダーシップの下、策定された広域化等の推進に係る計画に基づく取組を進めるとともに、計画を絶えず見直し、取組の充実・強化を図る必要がある。

国においては、こうした広域化等の推進に係る取組に対して、適切に地方財政措置を講じるとともに、取組の更なる充実・強化のために必要な方策について、引き続き検討すべきである。

（5）財政マネジメントの強化

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化することは、地方財政の健全化につながる。地域において真に必要な行政サービスの効率的・効果的な提供手法を住民が選択できるよう、国が環境を整備しつつ、各地方自治体が、中長期的な視点に立って、歳出の効率化等に取り組んでいくことが求められる。

①地方財政の「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスや地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、財政状況資料集や財務書類の活用等により、引き続き、決算情報等の「見える化」を図る必要がある。また、国においても、地方自治体の理解を得ながら、

効率的に、決算情報等の「見える化」を進めることが重要である。

地方公会計については、令和6年度に改訂した「統一的な基準」を踏まえつつ、毎年度、各地方自治体において、決算年度の翌年度までに財務書類等の作成・更新を行い、分かりやすく公表するとともに、経年・地方自治体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等に活用されることが求められる。国においては、地方自治体における財政マネジメントが強化されるよう、引き続き、財務書類等から得られる情報を公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活かした事例の収集・公表や、地方公会計に関する専門家の派遣等により、地方公会計の一層の整備・活用を促すべきである。

地方自治体の基金は、年度間の財源調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な執行等のために設けられており、様々な地域の実情を踏まえて、それぞれの判断に基づき管理が行われている。そのため、各地方自治体において、議会、住民等に対して説明責任をより適切に果たしていくことが重要であり、基金の考え方、増減の理由、今後の方針等について公表するなど、引き続き、こうした「見える化」の取組を進めていくべきである。

②地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援

人口減少や公共施設等の老朽化が進む状況において、地方自治体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るためにには、公共施設等の適正管理や発生主義会計の適用による「見える化」、DX・GXの推進、公営企業における経営改善等の取組が必要になっている。

しかしながら、人材不足等のため、こうした分野の知識やノウハウが不足し、これらの取組が遅れている地方自治体もある。

こうした地方自治体に当該分野の専門的な知識・ノウハウを提供し、経営・財務マネジメントを強化するため、新たな経営課題への対応を含め、地方自治体へのアドバイザー派遣による支援を引き続き行っていくべきである。

あわせて、地方自治体による取組を推進するため、優良な取組事例に

ついて積極的に横展開を図る必要がある。

3. 安全・安心の確保のための防災・減災及び国土強靭化の推進等と消防防災力の強化

(1) 防災・減災、国土強靭化の推進

近年、東日本大震災や熊本地震、令和6年能登半島地震といった地震や梅雨前線・台風による豪雨、暴風など、自然災害が激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震や首都直下地震、大規模水害等への備えの必要性が強調されている。このような中、住民の安全・安心を守る地方自治体の役割はますます高まっている。今後、様々な自然災害に備えるための防災・減災対策に、これまで以上に積極的に取り組むことが求められる。

国においては、令和8年度から令和12年度までを期間とする「第1次国土強靭化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に基づく事業に係る地方負担については、引き続き、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債等により適切に地方財政措置を講じるべきである。

また、地方自治体においては、防災拠点となる公共施設等のうち耐震性が確保されている施設の割合が96.8%となるなど、地方単独事業として、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債等を活用し、住民の安全・安心を守るために必要な防災基盤の整備等の取組が着実に進捗している。その一方で、令和6年能登半島地震を教訓として、温かい食事の提供や生活用水の確保など避難者の生活環境の改善や、防災拠点における耐災害性に優れた通信手段の確保などに引き続き取り組む必要がある。また、災害時の被害の予防・拡大防止を図るため、老朽化したインフラへの対応を含む防災対策を着実に進めることが重要である。このため、令和7年度までが事業期間とされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、令和8年度以降も延長するとともに、対象事業の拡充も含めて適切な見直しが必要である。

(2) インフラ等の適正管理

過去に建設されたインフラや公共施設等が一斉に更新時期を迎えており、地方自治体は、これまでも計画的に、インフラ等の維持管理・更新等に取り組んできたところだが、老朽化は依然として深刻な状況にある。国土強靭化の観点からも、その老朽化に適切に対応していく必要がある。必要な対策を着実に実施するためには、各地方自治体が、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。

地方自治体の公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられた公共施設等適正管理推進事業債については、令和8年度までが事業期間とされている。国においては、令和7年度に拡充された公共施設の集約化・複合化等に伴い廃止する施設の除却事業も含め、同事業債の活用策、取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しすることが重要である。特に、築40年以上の住宅戸数が全体の約55%（約120万戸）と老朽化が進んでいる公営住宅の除却事業等について地方財政措置を拡充するなど、適正管理を進めるための取組を更に強化する必要がある。また、取組が十分に進んでいない複数自治体による公共施設の集約化・複合化を推進するため、引き続き適切に地方財政措置を講じるべきである。

(3) 上下水道の老朽化対策の推進

上下水道事業については、人口減少等に伴い技術職員を含む人材の確保が課題となるなど、その経営環境が厳しさを増している中、埼玉県八潮市での老朽下水管が原因の道路陥没事故や能登半島地震において広範囲で断水が発生し復旧が長期化したこと等を踏まえ、老朽化対策を着実に進めていく必要がある。

「第1次国土強靭化実施中期計画」においては、上下水道を含めた老朽インフラについて、予防保全型メンテナンスへの早期転換を図りつつ、

修繕・更新を強力に推進していくこととされている。地方自治体においては、メンテナンスDX技術の導入や大口径管路の健全性の確保等の取組が求められている。

こうしたことを踏まえ、国は、上下水道インフラの老朽化対策を推進するため、所要の財源を確保するとともに、地方自治体が取組を着実に実施できるよう、必要な財政措置を講じるべきである。

（4）消防防災力の強化

大船渡市林野火災等をはじめとする災害の最前線で国民の生命・財産を守る消防の役割は近年益々増大しており、消防防災力の強化を図ることが重要である。

具体的には、緊急消防援助隊について、大規模林野火災等、広域的な災害に対応するため、車両・資機材の充実を図るとともに、南海トラフ地震等に備え、消防庁ヘリコプターの増機が必要である。

また、消防活動の高度化等に資する革新的技術の実用化に向けた研究開発・実装等や、救急業務の円滑化を図るため、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組である、いわゆる「マイナ救急」が実施できる環境整備も引き続き行っていくべきである。

加えて、大規模災害時において、地域に密着した消防団の役割は極めて大きいことから、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実や、幅広い住民の入団促進等による体制の強化が求められる。

さらに、令和7年度の防災基本計画の修正等を踏まえた、避難所における生活環境の改善や避難生活に必要な物資の備蓄の充実が重要である。このほか、感震ブレーカーの普及、特定臨時避難施設（シェルター）の整備等について、引き続き所要の財政措置を講じるべきである。

4. 地域未来戦略の推進

国は、令和7年11月に「地域未来戦略本部」を設置し、「地域未来戦略」として、地方が持つ伸び代を活かし、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成し、世界をリードする技術・ビジネスを創出するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援し、自立的かつ持続的に「稼げる」地方経済をつくり出すとしている。

一方、東京一極集中の是正や関係人口の創出等、従来からの地方創生の施策も引き続き推進する必要がある。

令和7年度の地方財政計画においては、地方自治体が自主性・主体性を発揮しつつ地方創生を推進できるようにするため、「地方創生推進費」として、1兆円が計上された。地方創生は息の長い取組が必要であること等を十分踏まえて、地方自治体が、「地域未来戦略」にも積極的に取り組めるよう、令和8年度の地方財政計画に所要額を計上し、適切に地方財政措置を講じるべきである。

（1）地域活性化・地域で活躍する人材の充実等

地方への人の流れや関係人口の創出・拡大に資するよう、「地域おこし協力隊」や、都市部の企業の社員や退職者が地域活性化の即戦力として活躍する「地域活性化起業人」等の取組を一層推進すべきである。

具体的な取組として、「地域おこし協力隊」について、国は、令和8年度までに現役隊員数を10,000人まで増やす目標に向け、地域おこし協力隊経験者によるネットワークを始めとした多様な主体との連携による隊員募集の支援や隊員へのサポート体制を引き続き強化するとともに、隊員の定住・定着支援を強力に推進する必要がある。また、「地域活性化起業人」について、制度の活用に向けた取組を引き続き行うことが重要である。

さらに、「ふるさと住民登録制度」について、地方自治体による本制度を活用した関係人口創出や地域の担い手確保等の取組を促進するため、適切に地方財政措置を講じるべきである。

このほか、若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくりの担い手の育成の取組を加速させるため、地方自治体が大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクト「ふるさとミライカレッジ」について引き続き支援する必要がある。

また、地域の経済循環を促進するため、地域の資源と資金を活用して、民間事業の立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」や地方自治体による地域企業と人材のマッチング、人口の急減に直面する地域において産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業協同組合」の取組を支援すべきである。

（2）資源制約に対応していくための広域連携の推進及び持続可能な地域コミュニティの形成

我が国では、人口構造の変化により、人手不足が深刻化し、地方自治体では、特に、専門人材等の不足が現実のものとなっている。また、人口急増期に集中的に整備してきたインフラの老朽化などの課題も顕在化している。将来の人口構造の姿を指し示す出生数は、近年、想定を上回るペースで減少を続けており、課題の深刻化が懸念される。地方自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し、住民の暮らしを支えていくためには、行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題を見通し、住民等と議論を重ね、将来のビジョンを共有することが求められる。加えて、地域や組織の枠を越えて、それぞれの資源を融通し合い、他の地方自治体や多様な主体と連携・協働していく視点が一層重要である。その際、都道府県においては、行政サービスを持続可能な形にしていくため、市町村における課題の解決に向けた具体的な検討を行う等、市町村を支援すべきである。

国においては、資源制約に対応していくために、地方自治体間の事務の共同処理の状況についてさらなる見える化を図るとともに、複数の地方自治体が専門人材の確保・育成や公共施設の集約化に連携して取り組むための環境整備を図ることが重要である。そのため、都道府県等が市

町村に専門人材を派遣する際の経費に対して引き続き適切に地方財政措置を講じるほか、3.(2)で述べた公共施設の集約化・複合化を推進するための地方財政措置により、専門人材の確保等に係る地方自治体相互間の連携を推進する必要がある。また、連携中枢都市圏・定住自立圏の取組の深化や複数の市町村による「地域の未来予測」の作成及び「を目指す未来像」の議論も進むよう、引き続き適切に地方財政措置を講じるべきである。

また、人口減少下においても活力ある地域を作るためには、個々の地方自治体の取組だけでなく、都道府県域を超えて施策に取り組むことが重要であり、地域の成長につながる施策を、多様な主体の連携により、面的に展開する「広域リージョン連携」の取組を引き続き推進する必要がある。

現に、6地域⁸において広域リージョン連携宣言が実施され、各地域において具体的なプロジェクトの検討が進められている。国は、各府省で連携して交付金等による支援を行い、「広域リージョン連携」に基づくプロジェクトの実施を積極的に後押しすることが重要である。

加えて、地域運営組織をはじめとした地域コミュニティを持続可能なものとするため、その基盤となる自治会等を活性化させる地方自治体の取組に対し、適切に地方財政措置を講じるべきである。特に、地域における共助の仕組みを支え、多様な主体が連携・協働し、生活サービスを提供しやすい環境整備が進められるように、令和6年度に創設された「指定地域共同活動団体」制度について、先駆的な取組事例等を参考に、円滑な導入・運用に向けた情報提供などの支援に取り組む必要がある。

⁸ 広域リージョン連携宣言が実施された6地域は、それぞれ以下の分野を中心に取り組む予定。

東北地域：観光、地場産品の国内外への販路拡大等、産業振興分野等

北陸地域：スタートアップ支援、企業誘致等の産業振興分野や伝統工芸品等の輸出拡大等

中部地域：観光・産業振興分野

関西地域：公設試験研究機関のプラットフォーム事業、大阪・関西万博で披露された最先端技術の実装化等の産業振興分野や観光分野等

中国地域：観光・産業振興分野

九州地域：半導体関連産業の振興、ベンチャースタートアップ支援、食の輸出等の産業振興分野、観光分野、Maas等の交通分野等

5. 「教育無償化」への対応及び公立高校等の振興

(1) 「教育無償化」への対応

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、「いわゆる高校無償化、給食無償化及び 0～2 歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和 8 年度予算の編成過程において成案を得て、実現する」とされた。

このうち、いわゆる高校無償化については、自由民主党、公明党、日本維新の会の 3 党の実務者間の合意（「三党合意に基づく令和 8 年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和 7 年 10 月 29 日））等の一連の合意において、「令和 8 年 4 月から実施する」とされた。加えて、高等学校等就学支援金制度の新たな仕組みと高校教育の振興を含む人材育成システムの改革については、「施策を恒久的に実施するためには新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないように既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係について整理しつつ、その財源確保と今回の制度改正とを一体的に実施する」とされている。

また、いわゆる給食無償化については、一連の合意において、「「学校給食法」との関係、児童生徒間の公平性、支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上、国と地方の関係、効果検証といった論点について、十分な検討を行う」とともに、「小学校給食無償化を令和 8 年 4 月から実施する」とされた。

これらの施策の実施に当たって、国は、地方自治体や学校現場の過度な事務負担とならないよう、残された様々な論点を整理した上で早急に制度設計を行うとともに安定財源を確保し、地方自治体の財政運営に支障が生じないよう十分な措置を講じるべきである。

(2) 公立高校等の振興

地方自治体からは、私立を含めたいわゆる高校無償化により、地域における人材育成等の役割を果たしてきた専門高校を含む公立高校離れが生じ、地域社会そのものの衰退につながりかねないと懸念の声が上がっている。

一方、日本の人材供給の現況を俯瞰すると、工業高校と高等専門学校の卒業生に対する求人倍率が 20 倍に上り、理工系人材をはじめとした産業人材への需要が高まるなど、産業構造の変化を踏まえた就業構造に応じた人材確保が求められている。専門高校のうち約 8 割が公立であることなどから、公立高校等の役割は極めて大きい。

国は、これまでの政党間の議論を踏まえ、高校教育の質の向上に向けた公立高校や専門高校等への支援として、今後の高校教育改革に関するグランドデザイン⁹を令和 7 年度中に策定・提示し、各都道府県が策定する計画に基づく取組を支援する交付金等の仕組みを構築するとしている。グランドデザインの策定に当たっては地方の意見を十分に踏まえるとともに、当該計画に基づく取組として地方自治体が将来の社会・産業構造の変化を見据えた教育の提供に必要な投資を行うために十分な支援を講じるべきである。

⁹ 「三党合意に基づく令和 8 年度以降の高校教育等の振興方策について（令和 7 年 10 月 29 日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）」において示された、「高校教育改革に関するグランドデザイン 2040（仮称）」を指す。なお、その骨子が令和 7 年 11 月 28 日に公表された。

6. 全世代型社会保障構築を目指す改革

(1) こども・子育て政策の強化

令和6年の出生数は68万6,061人で、前年の71万7,188人より3万1,127人減少し、合計特殊出生率は1.15で、前年の1.20より低下して過去最低となった。長年の課題である我が国の少子化は、近年、その深刻さを増しており、「静かなる有事」とも言うべき状況である。国は、これまでにない規模で、全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進するため、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において「こども・子育て支援加速化プラン」を掲げ、令和6年度から各種事業を実施している。また今後、こども・子育て政策を含む人口減少対策を検討していく体制を構築するとされている。

地方自治体は、児童手当等の経済的支援や、保育や放課後児童クラブ等の現物サービスといったこども・子育てサービスの多くを提供する主体であり、その役割が極めて大きい。こども・子育て政策の強化においては、国と地方が車の両輪として、全国的な制度として国が進める事業と地方独自の事業の双方が重要である。

「こども未来戦略」の「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき国が進める事業に関して、令和8年度以降においても地方負担は増加すると見込まれる。特に、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」については、令和8年度より、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全ての市町村で本格実施するにされており、これまでの試行的事業等の実施状況や地方の意見を十分に踏まえ、実態に即した公定価格の設定等必要な措置を講じることが求められる¹⁰。

こうしたことから、地方自治体が着実にその役割を果たすことができ

¹⁰ 令和8年度以降の公定価格の設定等については、こども家庭庁の「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」における議論を踏まえ、とりまとめと公表を行う予定である。

るよう、国は、地方財政計画の歳出に所要額を計上し、引き続き安定的に財源を確保すべきである。

（2）医療制度の改革等

こども・子育てに加え、医療、介護等の社会保障施策の多くは、住民に身近な地方自治体により実施されており、その役割は極めて大きい。

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）において、「医療・介護制度等の改革」についても、「時間軸」に沿った今後の取り組むべき課題が示された。国においては今後、国民会議が設置され、社会保障における給付と負担のあり方について議論が進められる予定である。医療制度の改革等に係る取組を着実に進めるに当たっては、国と地方が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくべきである。

現在、高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想の見直し等に係る医療法等の改正が検討されている。

令和8年度以降の地域医療構想については、各都道府県において、令和22（2040）年頃を見据えた医療提供体制を確保するため、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携、オンライン診療の積極活用等を含め、地域の医療提供体制全体の構想として見直すとされている。国は、令和7年度中にガイドラインを作成する予定である。本ガイドラインには、各都道府県の構想策定における合意形成のあり方や、将来の必要病床数を定期的に見直すこと等が盛り込まれる方向で検討されている。国は、新たな地域医療構想の推進に当たっても、地方の意見を十分に踏まえる必要がある。

また、全国の医師数は増加¹¹しているが、一部の都道府県・地域では医師偏在が解消されておらず、今後、地域ごとの人口構造が急激に変化する中で、地域や診療科ごとの医師配置の不均衡が拡大することが懸念

¹¹ 平成25年から令和4年までの10年間で約4万人増加。

される。

こうした状況を踏まえた医師偏在対策については、総合的な対策のパッケージ¹²に基づき、医師養成過程での地域枠や経済的インセンティブによる偏在是正、規制的手法を組み合わせるなど、国は地域の医師偏在の解消に向けて必要な措置を講じるべきである。

国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる制度となり、財政支援が拡充されたことを踏まえ、各地方自治体は、決算補填を目的とする一般会計からの法定外の繰入金等の計画的な解消に努めることが必要である。また、都道府県内の保険料水準の統一に向けては、各都道府県の取組状況の分析や先進・優良事例の横展開に取り組むことが重要である。

なお、国民健康保険制度における普通調整交付金については、制度の基盤となる仕組みであり、見直しの議論をする場合は、所得調整機能を維持する観点から、慎重に検討すべきであり、地方の意見を十分に踏まえることが必要である。

¹² 厚生労働省医師偏在対策推進本部策定（令和6年12月25日）

7. 東日本大震災からの復興

東日本大震災から 14 年が経ち、復旧・復興事業の進展が見られるが、特に被害の大きかった被災団体においては、未だ復旧・復興に多額の事業費が必要とされている。国においては、令和 7 年度までの「第 2 期復興・創生期間」後の取組として、令和 8 年度から令和 12 年度までを「第 3 期復興・創生期間」と位置づけ、原子力災害被災地域を中心に、被災地の復旧・復興のための施策・事業を円滑に実施し、加速化を図ることとしている。

住民とともに復旧・復興に取り組む被災自治体の財政運営に支障が生じないよう、復興推進会議の決定に基づき、所要の事業費及び財源について、通常収支とは別枠で確保し、復旧・復興事業が着実に実施される必要がある。

おわりに

来年は昭和 100 周年に当たる。昭和における戦争、復興、高度成長といった激動、変革のもとに築かれた礎に立ち、今を生きる私たちの豊かさがある。来年は、これまでの我が国の歩みを振り返り、これから時代、次の 100 年を考える機会となろう。

目下、我が国では、長年の経済停滞を脱し、経済の好循環の流れが生まれつつある一方、この流れを全国に波及させるためには、人口減少・少子高齢化や東京一極集中、税収の偏在、地域間の財政力格差といった深刻化する構造的な課題に取り組む必要がある。また、地方自治体においては、物価高や人件費、金利の上昇などの歳出増加圧力への対応をはじめ、多様化・複雑化する課題への対応が迫られている。

地方自治体は、こうした困難な行財政運営を迫られる中にあっても、将来にわたって、行政サービスを安定的かつ持続可能な形で提供し、誰もが安心して暮らせる地域を守り続けなければならない。

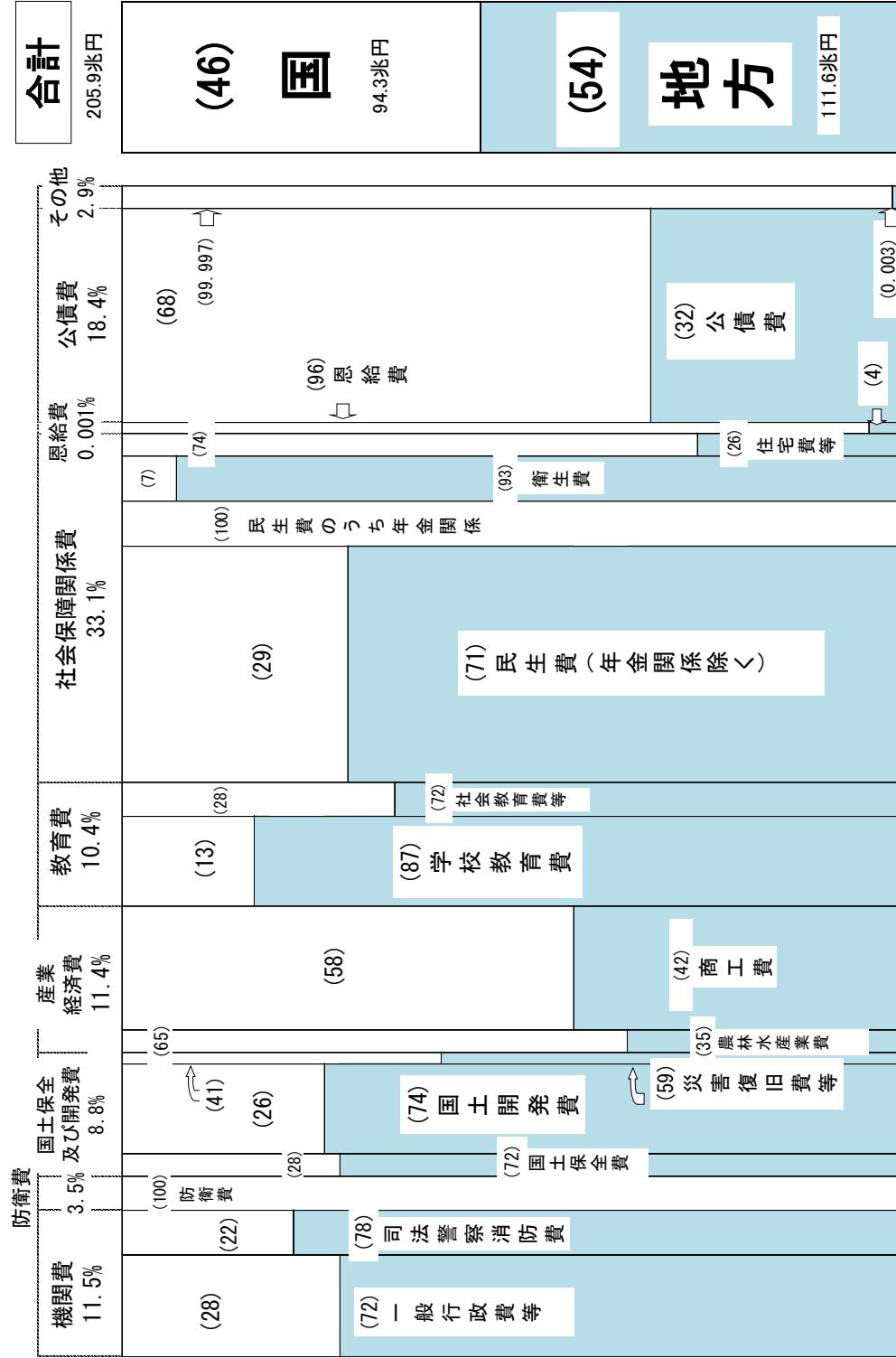
そのためには、応分の税負担に裏打ちされた、確固とした地方税財政の基盤を構築することが不可欠であり、地方税をはじめ地方交付税を含む一般財源総額が適切に確保される必要がある。

先人たちの叡智と努力に学び、直面する課題を一步一步乗り越え、より豊かな次の 100 年に繋げることができるよう、来年が重要な節目の一年となることを期待してやまない。

割後たす果たの財政方地

資料一

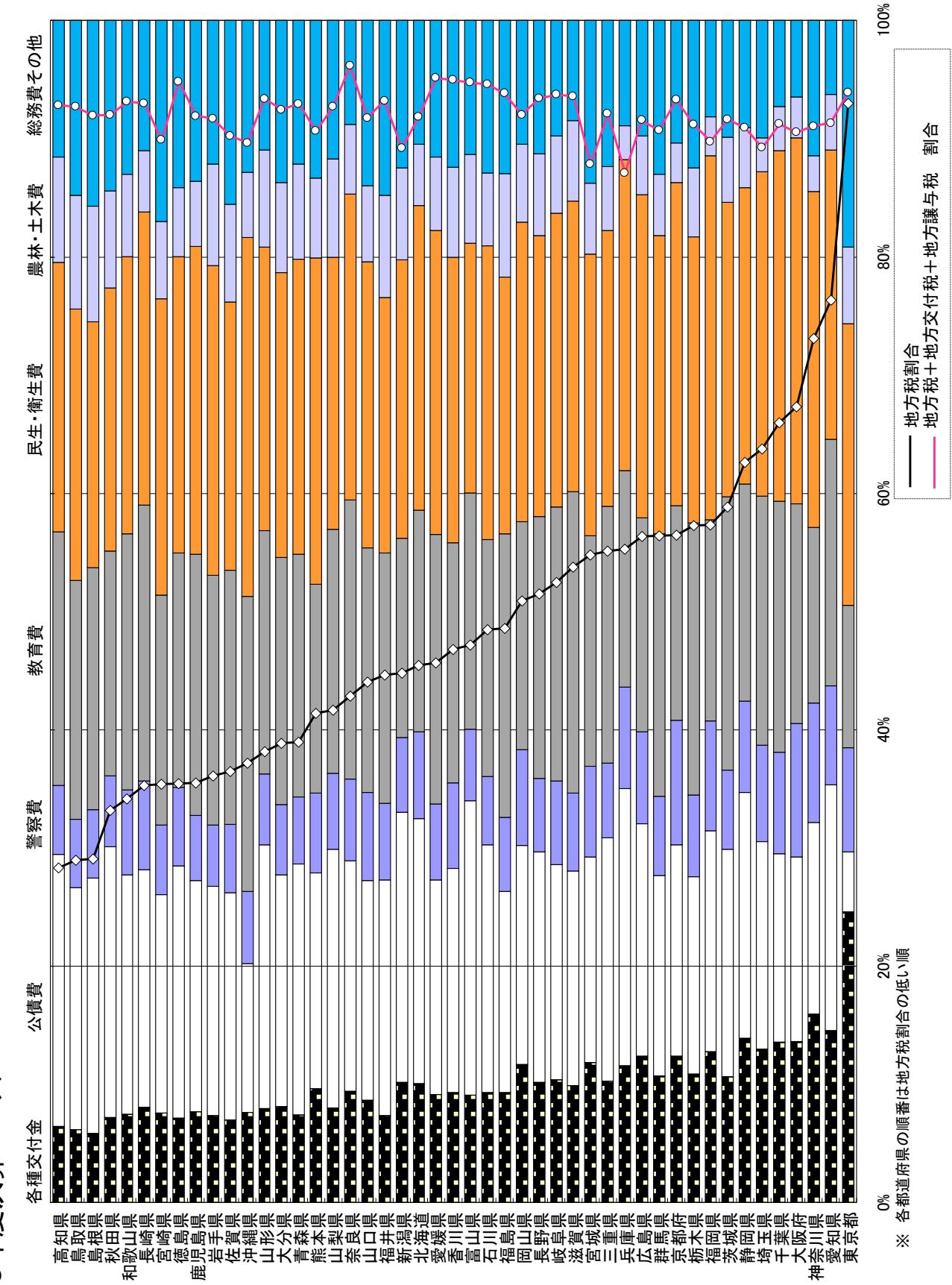
- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
 - その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで54%となっている。



(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合

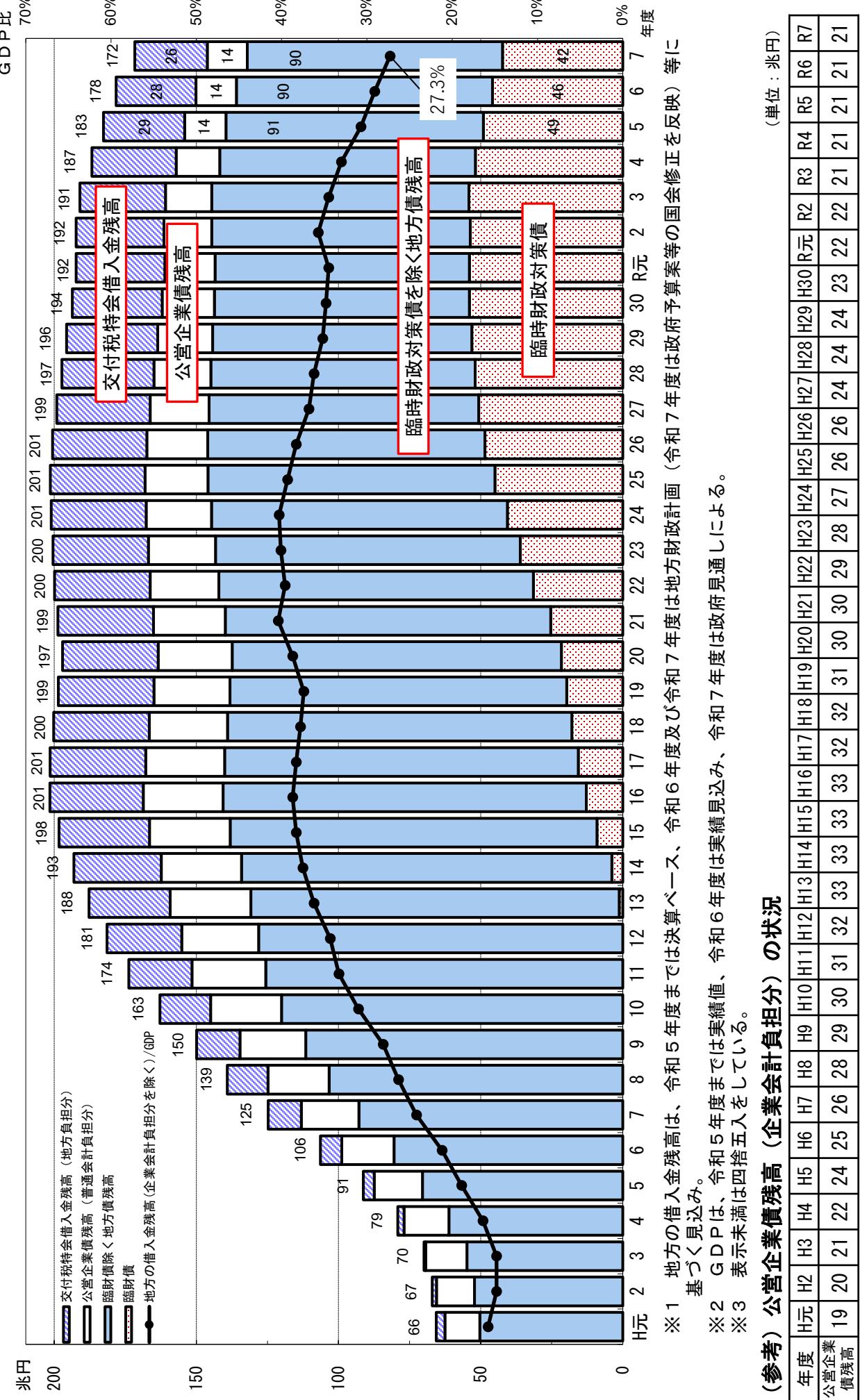
地方交付税による財源調整の状況

資料2



地方財政の借入金残高の状況

資料3



地方財政計画の歳出の推移

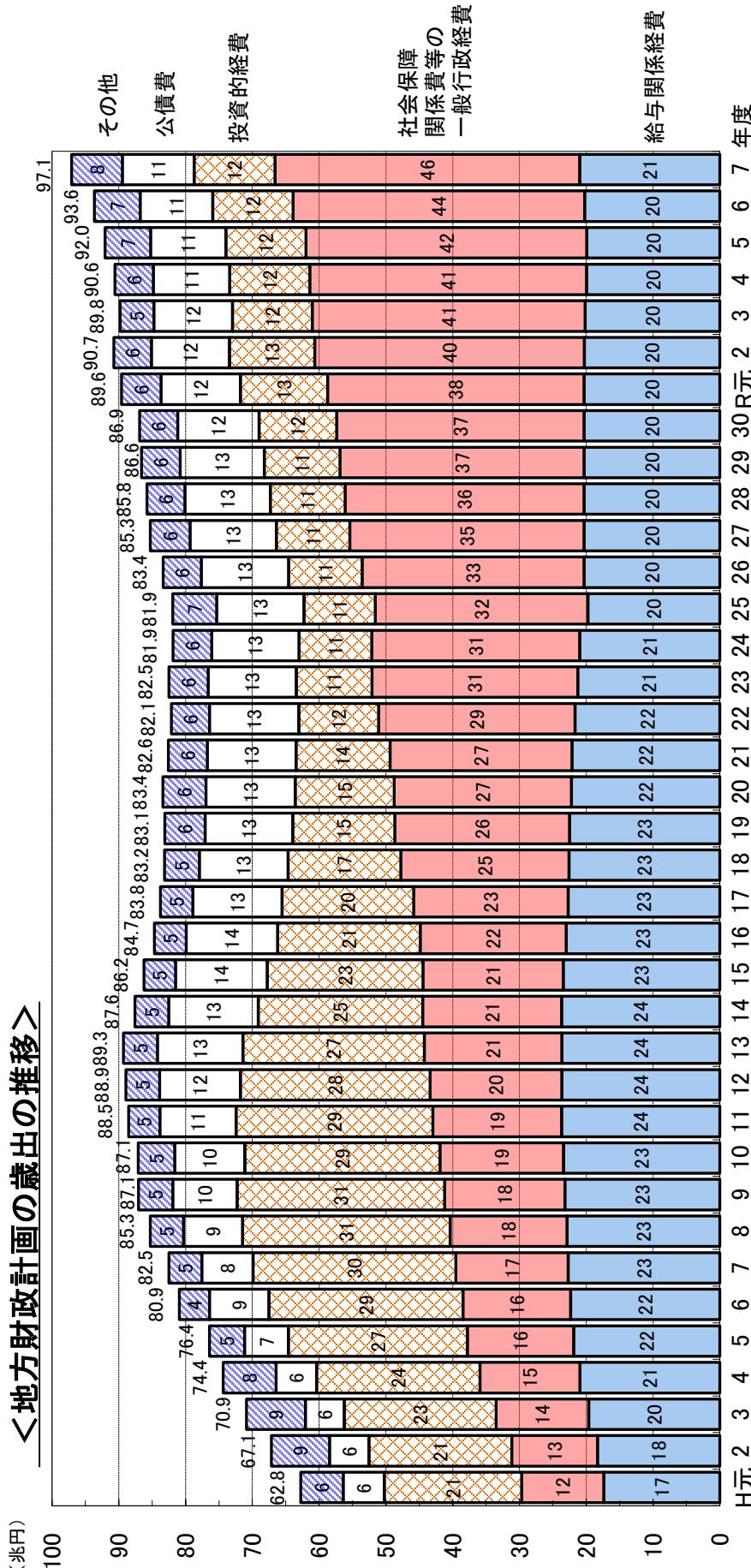
資料4

- 社会保障関係費(一般行政経費に計上)は高齢化の進行等により増加する一方、平成10年代半ばから公債費や給与関係経費が減少してきた。
- 今後も、社会保障関係費の増が見込まれるほか、人件費も増加する可能性。一方で、金利上昇の影響もあり、公債費がこれまでのように減らない可能性。

	<主な地方歳出（一般財源ベース）の推移> (対前年度増/減額)		
	R6	R7	R7
社会保障関係費(補助)※1	+0.2兆円	+0.1兆円	
人件費	+0.3兆円	+0.7兆円	
公債費	▲0.4兆円	▲0.2兆円	
その他の歳出※2	+0.4兆円	+1.3兆円	

※1 消費税率引上げによる増（社会保険の支拂い・被扶養者手当）を除く。
※2 会計年度任用職員人件費、ごみ・子育て政策（単独）を含む。

(兆円) <地方財政計画の歳出の推移>



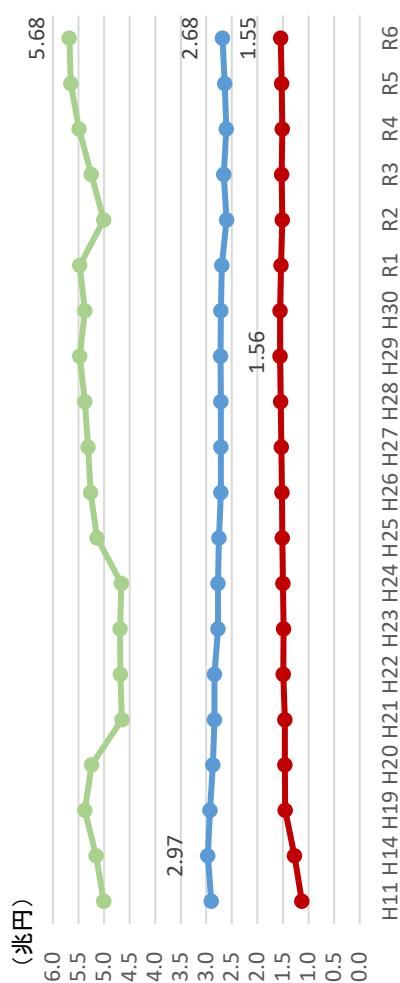
(注) 令和7年度政府予算案等の国会修正を反映。

地方公営企業を取り巻く経営環境の変化

資料5

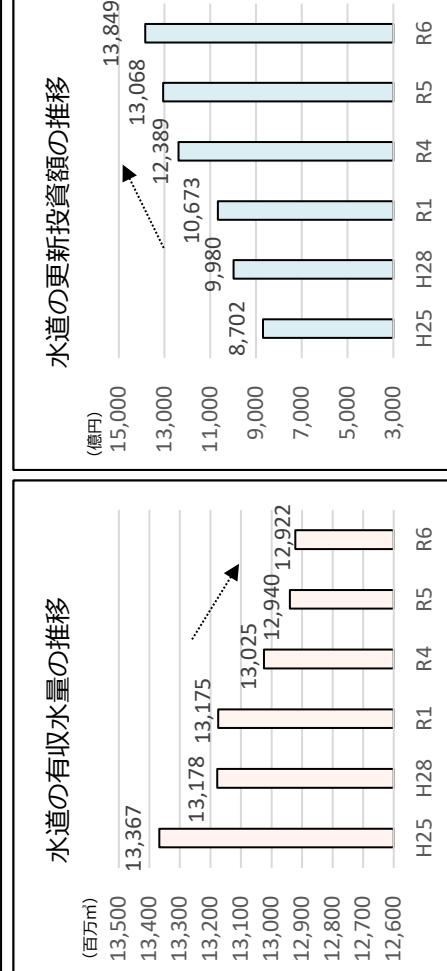
①地方公営企業の料金収入の推移

・水道事業においては、有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向となっている。また、下水道事業においては、近年、横ばいとなっているが、人口減少等により今後減少していくことが見込まれる。



※その他について、平成25年度以降は公営企業型地方独立行政法人を含む。

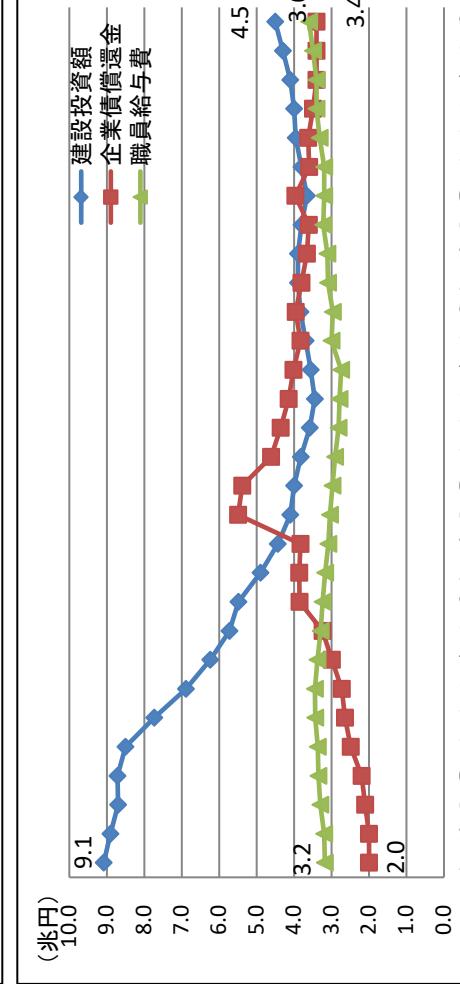
参考:水道事業の有収水量の推移及び更新投資額の推移



※1 本資料における水道事業とは、用水供給事業及び簡易水道事業を除く上水道事業を指す。
※2 有収水量：料金徴収の基礎となった年間給水量。

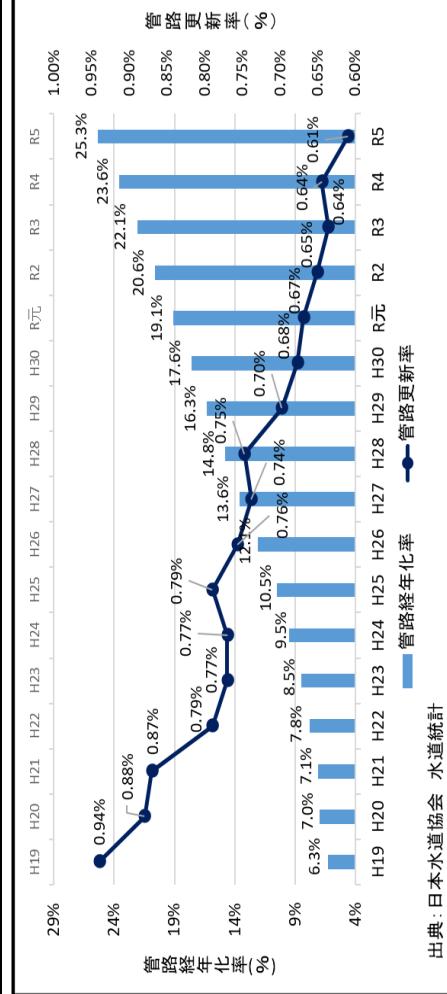
②建設投資額の推移

・建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。



※平成25年度以降は公営企業型地方独立行政法人を含み、「長期借入金償還金」を企業償償還金に計上。

参考:水道事業の管路経年化率及び管路更新率の現状



※3 管路経年化率：管路全体に占める法定耐用年数（40年）を超えた管路延長の割合。
※4 管路更新率：管路全体に占める当該年度に更新した管路延長の割合。

出典:日本水道協会 水道統計